

相手国政府・ 相手国機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
アルメニア	食糧増産援助に関する日本国政府とアルメニア共和国政府との交換公文	食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与	320,000千円 H15.3.5まで	H14.3.6 エレヴァンで (同日)	日本側 丸尾 真在 アルメニア側 グレゴ・ザンヤン 農業大臣	H14.12.19 437号
アルメニア	エレヴァン市道路維持管理機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とアルメニア共和国政府との間の交換公文	エレヴァン市道路維持管理機材整備計画を実施するために必要な 1. 車両及び機材並びにそれらの調達に必要な役務の供与 2. 上記1の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1の車両及び機材の操作指導に必要な役務の供与 4. 上記1の機材の管理指導に必要な役務の供与	541,000千円 H15.3.31まで	H14.8.13 エレヴァンで (同日)	日本側 田村 嘉浩 アルメニア側 ロベルト・ナザリヤン 市長	H16.4.22 155号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

アルメニアとの無償資金協力取極一覧